

第3章 計画の目標と基本方針等

□計画の目標と基本方針等の記載の考え方

・「めざす社会の姿」、「基本理念」、「基本目標」は、子育て支援・少子化対策条例に基づき、定められた枠組みであり、基本的に現行計画と同様の記載内容とする。

・「基本方針Ⅰ～Ⅴ」の項目は、条例に規定する項目の柱となっており、現行計画と同様とするが、記載内容については、現行計画策定時からの社会情勢や子育て環境の変化及び今後5年間の施策等を踏まえて記載する必要があることから、条例の趣旨等を勘案し、記載内容を検討するものとする。

(現行「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」)

1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1)すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2)保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3)結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4)子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが、明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

そのため、めざす社会の姿をよりわかりやすい目標としてブレイクダウンすると、具体的には、結婚、出産や子育ての「希望」がかなえられ、メリハリのある働き方ができ、子どもが健やかに育つ環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

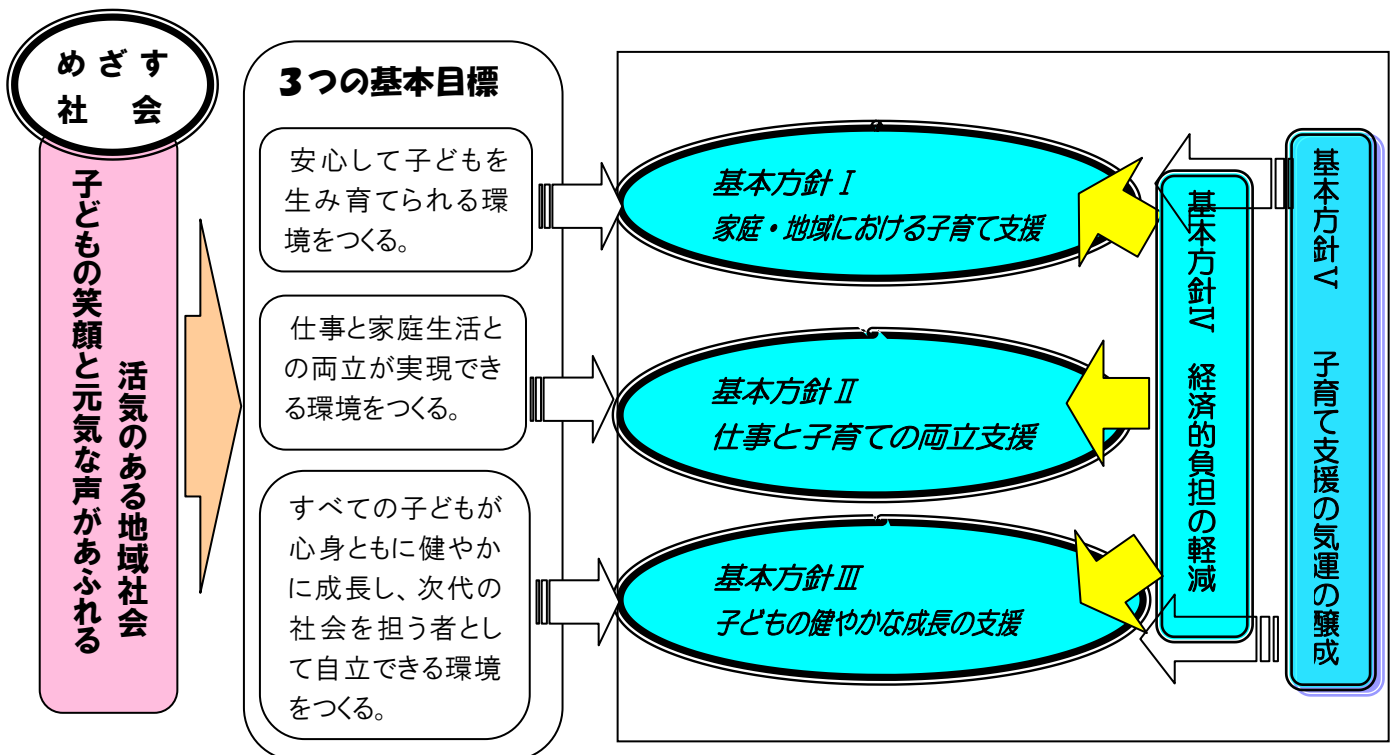
- ① 安心して子どもを生き育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の関係に関する施策、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策が必要です。また、これらの施策に共通する取組みとして、経済的な負担軽減の施策も必要です。

さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進するうえでの基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の5つを基本方針として掲げます。

(イメージ図)



基本方針Ⅰ「家庭・地域における子育て支援」

子どもは生活の基盤である家庭において生まれることから、子育ての大変さはあるものの、保護者が心に余裕を持って、子どもに愛情を注ぐことができる安定した家庭環境にあることが大切です。

このため、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて、自信を持って子育てにあたることができるよう、情報提供・相談の実施、保育サービスの提供など、家庭に対する支援を進めます。

また、地域の人々や団体などによる子育て支援活動を促進し、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや、子どもや子ども連れの人、妊婦などが安心して外出できる子育てに配慮された生活環境の整備に取り組みます。

さらに、妊娠・出産のリスクや不安を軽減し、生まれてくる子どもの障害の予防、早期発見、早期対応を図るため、母子保健や周産期医療などの体制整備や障害等を有する子どもに対する支援を行います。

基本方針Ⅱ「仕事と子育ての両立支援」

出産や子育てを契機に離職する女性は全国平均よりも低いものの約4割となっており、就業が継続できるよう子育てに関する職場の理解及び仕事と子育ての両立が可能な職場環境が求められます。

また、子どもを持つ男性にとっても、家族と過ごす時間や、親としての責任を果たすことができる時間が確保できる働き方が求められます。

そして、このような仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することは、企業にとっても有能な人材を確保し、定着させるうえで、また、業務を見直すことなどにより生産力を向上させることが期待できるなどのメリットがあり、将来への投資と捉えることができます。

こうしたワーク・ライフ・バランスを積極的に進めることの重要性を普及・啓発するとともに、このような取り組みを行う企業に対して、顕彰など社会的に評価が高まる措置等をおこなうことにより、中小企業も含めたワーク・ライフ・バランスの自主的取組を支援します。

基本方針Ⅲ「子どもの健やかな成長の支援」

子どもの健やかな成長にとって、子どもの権利が尊重され、その利益が擁護されることが基本です。そして、子どもたちが、親や大人に守られているという安心感を持ちながら、外の世界に興味をもち、行動範囲を広め、様々な体験や交流を通して、生きる力を身に付けられるよう支援することが重要です。

このため、子どもたちが、基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭の教育力を高めるとともに、地域の人々と連携し、自然や歴史・文化を活かした体験活動や、子ども同士や多世代交流を通じて、子どもの健全な育成を推進します。

また、子どもや若者が次の親となるよう、結婚や子育ての意義や喜びに関する啓発や出会いの機会の提供などを進めるとともに、確かな学力、豊かな心、たくましい体を身に付け、生きる力をはぐくむ教育を推進します。

基本方針Ⅳ 「経済的負担の軽減」

子育てにかかる負担感として、子どもの養育費や教育費など子育てコストが家計を圧迫する経済的負担をあげる人が多く、また、拡充すべき子育て支援においても、経済的支援に対する要望が高くなっています。

子育てに伴う経済的負担の軽減については、所得再分配政策に関わるものであり、国の役割が基本ですが、県は、国や市町村との適切な役割分担の下に、一人親家庭・低所得の家庭の支援、妊娠・出産・子どもの医療費、保育料の軽減など、県の特性に応じた必要な施策を推進します。

基本方針Ⅴ 「子育て支援の気運の醸成」

子育て支援・少子化対策条例の制定を機に、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要性について県民の理解を促進するため、県民総ぐるみで子育てを支援する気運を高める意識啓発を推進します。

また、これから結婚し、子どもを持つ若い人たちが、「一人が楽」から「家族で楽しい」へと子育てを前向きに捉えられるよう、子育ての意義や喜びを伝えるポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、家族とのふれあいや家族のきずなが深まる明るく楽しい家庭づくりを推進します。